

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月1日作成)

法令名	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
根拠条項	第7条第1項
処分の概要	認定こども園の認定の取消し
法令の定め	<p>第7条第1項</p> <p>都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第1項又は第3項の認定を取り消すことができる。</p> <p>一 第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設がそれぞれ同条第1項又は第3項の条例で定める要件を欠くに至ったと認めるとき。</p> <p>二 第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設の設置者が第29条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</p> <p>三 第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設の設置者が第30条第1項又は第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>四 第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設の設置者が同条第5項第4号イからハまで、ト又はチのいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>五 第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設の設置者が不正の手段により同条第1項又は第3項の認定を受けたとき。</p> <p>六 その他第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設の設置者がこの法律、学校教育法、児童福祉法、私立学校法、社会福祉法若しくは私立学校振興助成法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反したとき。</p>
処分基準	処分の原因となる事実については、個別の情状等に対し具体的な基準として画一的に定めることが困難なため、基準は設定していない。
処分担当課	各総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課
問い合わせ先	各総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課 保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課子育て支援係 (電話番号：011-204-5236)
備考	(公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/133387.html)